栃木県マスコットキャラクター「とちまるくん」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県マスコットキャラクター「とちまるくん」のデザイン(以下「デザイン」 という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって栃木県(以下「県」という。) のPR、県内の地域振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 デザインとは、とちまるくんオフィシャルホームページ内「イラスト集」に掲載されている 各図柄のことをいう。

(使用申請)

第3条 デザインを使用 (デザインの部分使用、デザインに他の図柄や文字を重ねての使用その他の変形・加工による使用 (以下「加工使用」という。)を行う場合を含む。以下同じ。)するときは、あらかじめデザイン使用承認申請書 (様式第1号)を地域振興課長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかの号に該当する場合であって、加工使用を行わない場合は、その限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 教育又は保育を目的とする機関又は施設が教育又は保育を目的として使用する場合
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用の範囲内で使用する場合
- 2 前項の規定によりデザイン使用承認申請書(様式第1号)を提出することができる者は、次 の各号のいずれにも該当しない者とする。
- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 (同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(承認)

- 第4条 前条に定める使用承認申請があった場合、地域振興課長は、その内容を審査し、当該申請が 第1条に定める目的に合致し、及び次のいずれにも該当しないと認めるときは、使用を承認するこ とができる。
 - (1) 特定の個人、団体、企業、を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合
 - (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現しているものに係る使用と認められる場合
 - (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
 - (4) 栃木県や「とちまるくん」のイメージを損なうおそれのある場合
 - (5) 第6条各号に掲げる事項に従わない場合
 - (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (7) その他承認することが不適当と地域振興課長が認めた場合

- 2 地域振興課長は、前項の審査において必要と認めるときは、使用承認申請の内容に所要の補正を 加えることができる。
- 3 地域振興課長は、第1項の承認(以下「使用承認」という。)をした場合は様式第2号により、 承認をしなかった場合は様式第3号により申請者に通知するものとする。

(デザインの使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 使用承認を受けた者(以下「デザイン使用者」という。)は、使用に当たり、次の各号に掲 げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 色、大きさ、用途など、使用承認を受けたとおりとすること。
 - (2) 地域振興課長が指示する条件に従うこと。
 - (3) 「栃木県マスコットキャラクター とちまるくん」を付記すること。ただし、デザインを使用する対象物(以下「使用対象物」という。)の美観又は機能を著しく損なう場合は、「とちまるくん ◎栃木県」その他地域振興課長が認める標記に代えることができる。
 - (4) 使用対象物が販売物である場合には、使用承認を受けた期間における年度ごとの使用実績について、様式第6号により、翌年度の5月末日までに地域振興課長に報告すること。

(完成品等の提出)

第7条 デザイン使用者は、使用対象物の全体及びデザインの使用状況が確認できるよう、完成後速 やかに地域振興課長に使用対象物の画像データを提出しなければならない。

(承認内容の変更)

- 第8条 デザイン使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめデザイン使用承認内容変更申請書(様式第4号)を地域振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認をする場合は、第3条及び第4条の規定を準用する。

(承認の取り消し)

- 第9条 地域振興課長は、デザインの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるとき は、使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の取消は、デザイン使用承認(承認内容変更)取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった日以降、当該承認に係るデザインの使用をしてはならない。
- 4 前3項の規定により使用承認を取り消された者に発生する経費(改修費用、使用対象物の作製費用等)は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用期間)

- 第10条 デザインを使用できる期間は、最長で2年間とする。
- 2 使用期間満了後、引き続きデザインを使用するときは、あらかじめデザイン使用承認申請書(様式第1号)による申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用の非独占性等)

第11条 この要領による使用承認は、デザイン使用者が使用するデザインを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、デザイン使用者又は使用対象物について、県が推奨を行うものではない。

(責任)

- 第12条 県は、使用承認を行ったことに起因してデザイン使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。
- 2 デザイン使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはデザイン使用者自身が適切に処理する責任を負う。
- 3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成24年4月2日から施行する。 附則
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成27年1月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和3年3月31日から施行する。 附則
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。